

国歌斉唱時に「君が代」のピアノ伴奏をしなかったことを理由とする懲戒処分が取り消された事例

【文献種別】 判決／東京地方裁判所
【裁判年月日】 平成27年10月8日
【事件番号】 平成25年（行ウ）第504号
【事件名】 懲戒処分取消等請求事件
【裁判結果】 一部認容、一部棄却
【参照法令】 憲法19条・20条、地方公務員法29条・32条・33条
【掲載誌】 判例集未登載

LEX/DB 文献番号 25541620

事実の概要

区立小学校の音楽専科教諭であった原告は、同校校長から2009（平成21）年度卒業式において国歌斉唱時に「君が代」のピアノ伴奏をすることを命じる旨の職務命令を受けた。しかし、これに従わなかったため、東京都教育委員会から停職1月の懲戒処分を受け、その後、この処分が東京都人事委員会の裁決により1月間減給10分の1の処分に修正された。原告は、東京都教育委員会の行った懲戒処分の取消、東京都人事委員会の行った裁決の取消、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償請求を求めて提訴した。

判決の要旨**1 本件職務命令と憲法20条**

「本件職務命令は、小学校の音楽専科の教諭であった原告に対し、卒業式の式典会場において、国歌斉唱時に国歌をピアノ伴奏することを命ずるものであるところ、本件職務命令の発出当時、公立学校における入学式や卒業式において、国歌斉唱として『君が代』が斉唱されることが広く行われていたことは周知の事実であり、一般的、客観的に見て、卒業式等の儀式的行事において、『君が代』の斉唱を行うことは、慣例として儀礼的に行われる行為としての性質を有するものであるといえることができる。したがって、そのピアノ伴奏行為も、一般的、客観的に見て、慣例として儀礼的に行われる行為の一部であって、特定の信仰、

歴史観及び世界観と結びつく行為であるということとはできない。また、卒業式の国歌斉唱の際に『君が代』の伴奏をするという行為自体は、音楽専科の教諭にとって通常想定され期待されるものである。したがって、国歌斉唱時におけるピアノ伴奏行為は、伴奏を行う者が特定の信仰、歴史観及び世界観を有するというを外部に表明する行為であると評価することは困難なものであり、特に、職務上の命令に従ってこのような行為が行われる場合には、前記のように評価することは一層困難であるといわざるを得ない。そうすると、本件職務命令は、特定の信仰、歴史観及び世界観を持つことを強制したり、あるいはこれを禁止したりするものではなく、特定の信仰、歴史観及び世界観の有無について告白することを強制するものでもないといえることができ、個人の信教の自由を直ちに制約するものと認めることはできない。」

「……原告は、キリスト教信者であって、……『君が代』は国家神道における現人神である天皇を賛美する歌詞であり、『君が代』の斉唱やそのピアノ伴奏は天皇を現人神として讃える宗教的行為であるとの理解ないし解釈を前提に、自らの信仰と、『君が代』の斉唱を目的としてピアノ伴奏をすることは相容れないと認識している……。……キリスト教信仰と君が代の解釈等が結びついた原告の主観的認識を基準にすれば、本件職務命令及び本件処分は、その一般的、客観的な性質いかんにかかわらず、原告にとっては、原告の信仰とは相容れない行為を行うことを強制する行為として受け止められることになる。この意味において、本

件職務命令が、原告の信教の自由についての制約となる面があることは否定しがたい。」

「……個人の信仰、歴史観及び世界観には多種多様なものがあり得るのであり、それが内心にとどまらず、それに由来する行動の実行又は拒否という外部的行動として現れ、当該外部的行動が社会一般の規範等と抵触する場面においては制限を受けることがあるところ、その制限が必要かつ合理的なものである場合には、その制限を介して生ずるこのような制約も許容され得るものというべきであり、本件職務命令に伴う原告の信教の自由の制約が問題となっている本件においても、当該制約が許容されるか否かは、職務命令の目的及び内容並びにこれによってもたらされる制約の態様等を総合的に較量して、当該職務命令に当該制約を許容し得る程度の必要性及び合理性が認められるか否かという観点から判断するのが相当である（最高裁〔2011（平成23）年5月30日、同6月6日、同6月14日、同6月21日判決〕参照。なお、内心の自由由来する外部的行動と社会一般の規範等とが抵触する場面における制約の許容性の判断基準として、本件の信教の自由由来する原告の外部的行動（本件不伴奏）についても別異に解すべき理由はない。）」

「……本件職務命令は、……関係法令等の諸規定の趣旨に沿って、地方公務員の地位の性質及びその職務の公共性を踏まえ、児童等への配慮を含め、教育上の行事にふさわしい秩序の確保とともに当該式典の円滑な進行を図る目的を有するものであるということが出来る。……式典の場におけるピアノ伴奏行為は、小学校の音楽専科の教諭が教科指導において通常行う職務の執行に準ずる行為ということが出来るのであり、本件職務命令が、音楽専科の教諭として通常想定され期待される範囲を超えるような義務を課す性質を有するものと評価することはできない（テープやCDによる伴奏等が可能であることは、本件職務命令の性質についての前記判断を左右するに足りるものではない。）」

「以上の諸事情を踏まえると、本件職務命令については、前記のように原告の信教の自由についての制約となる面はあるものの、……職務命令の目的及び内容並びにこれによってもたらされる制約の態様等を総合的に較量すれば、当該制約を許容し得る程度の必要性及び合理性が認められるも

のというべきである。したがって、本件職務命令は、原告の信教の自由を侵すものとして憲法20条に違反するとはいうことはできない。」

2 本件職務命令と憲法19条

「原告は、前記の信仰とは別に、卒業式において天皇制の永続を祈念する意味合いを含む『君が代』を斉唱し、その斉唱を目的にピアノ伴奏をすることは自己の思想・良心に反するとの信念を有する……。……このような考えは、原告自身の歴史観ないし世界観及びこれに由来する社会生活上の信念等ということができる。」

「……本件職務命令は、その目的及び内容において不合理であるということとはできないことは、いずれも前記説示したところと同様である。」

「以上の諸点にかんがみると、本件職務命令は、原告の思想及び良心の自由を侵すものとして憲法19条に反するとはいえないと解するのが相当である（最高裁〔2007（平成19）年2月27日判決〕。）」

3 本件処分と裁量権の逸脱濫用

「……本件職務命令は、……適法と認められる。そして、……本件職務命令の遵守を確保する必要性が認められる。」

「他方、本件不伴奏の動機、原因は、原告の信仰と結合したその歴史観等（以下「信仰等」という。）に由来する『君が代』に対する否定的評価等のゆえに、国歌斉唱に際しその伴奏をすることを求める職務命令と自らの信仰等に由来する外部的行動とが相違することであり、個人の信仰等に起因するものである。しかも、……原告は、本件卒業式の当日になって突然不伴奏に及んだものではなく、予めピアノ伴奏はできない旨をK校長に対して繰り返し伝えており、そのため予行演習の段階からI教諭が『君が代』のピアノ伴奏を行い、本件卒業式においても、I教諭がピアノ伴奏を行うことにより式次第は進行したことが認められ、本件不伴奏により、本件卒業式において具体的な支障や混乱が発生したことを認めるに足りる証拠はない。」

「そうすると、本件不伴奏に対する懲戒処分として戒告を超えてより重い減給以上の処分を選択することについては、事案の性質等を踏まえた慎重な考慮が必要となるというべきである。……（最高裁平成24〔2012〕年1月〔16日〕判決参照。）」

「これを本件についてみると、……原告は、本件処分以前に、平成 16〔2004〕年に戒告処分 1 及び減給処分 1 を、平成 17〔2005〕年に減給処分 2 及び戒告処分 2 をそれぞれ受けている。……」

「しかしながら、過去の懲戒処分の対象となった行為の内容は、式典での『君が代』斉唱時における不起立 2 回、並びに、それぞれについて行われた服務事故再発防止研修の不受講及びゼッケンを着用しての受講であるところ、その態様は、……いずれも研修の実施や進行を積極的に妨害する内容のものではない。さらに、これらの非違行為の回数は合計で 4 回にとどまる上、……そのうち最後のものでも本件不伴奏（平成 22〔2010〕年 3 月 25 日）よりも 4 年以上前の行為であることからすれば、原告の非違行為の頻度についてみても、特に著しいとはいえない。」

「そうすると、原告には、……本件不伴奏の 4 年以上前に行われた戒告処分ないし戒告処分相当の行為が 4 回あるにとどまること、これらはいずれも『君が代』斉唱時の不起立やこれについての研修の不受講等にかかるものであるが、その式典や研修の進行を妨害するような態様のものではなかったこと、本件不伴奏が原告の信仰等に基づくものであり、これにより本件卒業式の式典の進行上、具体的な支障が生じたとは認められないこと等を考慮すると、原告の過去の非違行為及び処分歴から、……減給以上の処分を選択することの相当性を基礎付ける具体的な事情が認められる場合であるとまではいうことはできない。したがって、本件処分において減給処分を選択した都人委の判断は、その裁量権を考慮してもなお重きに過ぎるというべきである。」

判例の解説

一 はじめに

本判決は、職務命令に違反し、卒業式における「君が代」のピアノ伴奏を行わなかった音楽専科の教諭に対する懲戒処分（減給処分）を重過ぎるとして取り消した点で、注目されるものである。本件は、ピアノ伴奏行為を命ずる職務命令の拒否をめぐって、当該職務命令を拒否した動機、原因として信仰の自由が援用されているという点において、先行する事案との顕著な異同が見られる。

周知のように、学校行事の式典における「君が代」、「日の丸」をめぐる職務命令に違反する教員に対する懲戒処分の合憲性ないし適法性が争われた事案については、既に最高裁の多くの先例群が存在する。したがって、今回の判決は、本判決も引用する先例の枠組を前提とした上で、どのような判断を下したのかが評価のポイントとなる。

二 本件職務命令の合憲性

本判決は、本件職務命令が「個人の信教の自由を直ちに制約するもの」ではないとする一方で、「原告の主観的認識を基準にすれば」、「その一般的、客観的な性質いかんにかかわらず」、「原告の信仰とは相容れない行為を行うことを強制する行為として受け止められる」から、「原告の信教の自由についての制約となる面がある」ことを認めている。これとは別に、本判決は、同じくピアノ伴奏行為に対する職務命令の合憲性が争われた最高裁 2007 年判決（最三小判 2007・2・27 民集 61 巻 1 号 291 頁）を引用し、本件職務命令は、「原告の思想及び良心の自由を侵すものとして憲法 19 条に反するとはいえない」としている。2007 年判決は、そもそも内心の自由の制約となることを否定しているものと理解されており¹⁾、本判決の思想及び良心の自由の制約について論じている箇所も、そのようなものとして最高裁判決を引用しているように思われる。そうすると、本判決は、「歴史観ないし世界観及びこれに由来する社会生活上の信念等」に関わる文脈では、思想及び良心の自由の制約自体を認めず、「信教の自由」に関わる文脈では、「原告の主観的認識」を持ち出し、信教の自由の（直接的ならざる）制約を認めるという区別をつけているということになる。そもそも判例が、ピアノ伴奏行為を強制することが音楽専科教諭の思想及び良心の自由の制約とはならないとしている理由は、起立斉唱ないし起立行為を教員に強制することとは異なり、当該行為が音楽専科教諭としての「教科指導に準ずる性質を有する」ものとされ、また、「敬意の表明としての要素の希薄な行為」であることによる²⁾。しかし、信仰に基づいてピアノ伴奏行為を拒否することは、思想及び良心の自由の制約自体を否定するこれらの理由づけとは無関係に主張することができるはずであって、自己の信仰に基づき「君が代」の伴奏をすることができない者にとっては、日常

担当する教科であれ儀式的行事であれ、また、当該伴奏行為に敬意の表明の要素があろうとなかろうと、信教の自由を持ち出して、世俗の行為を拒否する主張をなしうるであろう。この意味で、本判決は、思想及び良心の自由に反する外部的行為の強制の問題と信教の自由に基づく外部的行為の強制の問題とを区別し、職務命令によるピアノ伴奏行為の強制が信教の自由の制約となりうるとした点に第1の意義を見出すことができる。

第2に、本判決は、信教の自由についての制約の許容性の判断枠組として、最高裁の2011年の4つの判決（最二小判2011・5・30民集65巻4号1780頁、最一小判2011・6・6民集65巻4号1855頁、最三小判2011・6・14民集65巻4号2148頁、最三小判2011・6・21判時2123号35頁）を引用し、思想及び良心の自由についての間接的な制約となりうるということが認められている起立斉唱ないし起立行為の強制の許容性を判断するための基準を転用して、本件職務命令による信教の自由の制約を合憲と判断している。判例がピアノ伴奏行為とは異なり、起立斉唱ないし起立行為について、思想及び良心の自由の制約の許容性を判断しているのは、両者を性質上区別しているからである。そうすると、ここでは、行為の性質が制約の有無の相違をもたらすほど異なるピアノ伴奏行為の強制の合憲性を判断するのに、起立斉唱ないし起立行為に対する制約を判断するために使われた基準を用いることはいかなる論理に基づいて許されるのかという疑問が生じることになる³⁾。また、本判決の射程外の問題ではあるが、信仰に基づいて起立斉唱ないし起立行為を拒否する場合にも、本判決の立場からは、信教の自由由来する外部的行動についての合憲性の問題を惹起することになるように思われるが、この場合の許容性を判断する基準は、ピアノ伴奏行為を拒否する場合と同じ基準となるのであろうか。しかし、そうすると、憲法19条の間接的制約と20条の制約とが同じ基準で判断されることになるという問題を提起することになる。

三 本件懲戒処分 of 適法性

本判決は、最高裁の2012年1月16日の2つの判決（最一小判2012・1・16（2件）判時2147号127頁）の判断枠組を踏襲し、具体的な当てはめを行った後、本件減給処分を「なお重きに過ぎる」

と結論づける。本件処分は、2012年1月の第1判決において、「学校の規律や秩序の保持等の必要性と処分による不利益の内容との権衡の観点から、なお減給処分を選択することの相当性を基礎付ける具体的な事情があったとまでは認め難い」とされた教員の処分と比較すると、過去の処分歴に係る非違行為の、特に頻度の点において顕著な相違があり（4年以上前の戒告処分ないし戒告処分相当行為4回と、2年前の戒告処分1回）、頻度の点にだけ着目すれば、過去の1回のみ不起立行為等の場合に比べて、「過去の処分歴に係る非違行為がその内容や頻度等において規律や秩序を害する程度の相応に大きいものである」といえないかどうかは確かに微妙なところがある。しかし、不起立行為等の動機や原因、性質や態様、結果や影響といった諸事情に鑑み、減給以上の処分に関して、「事案の性質等を踏まえた慎重な考慮」を求める2012年1月の2つの判決の趣旨を踏まえ、また、「過去の処分歴等を理由に量定を加重される処分」について、「より慎重な判断が要求される」ことを特に付記する両判決の櫻井補足意見を勘案すると、本判決が量定の加重について謙抑的な態度で臨み、本件減給処分を違法としたことは妥当であったものと考えられる。

四 おわりに

本判決は、減給処分を取り消した点で、一定の評価が与えられるべきものである。しかし、原告及び原告と同様の信仰を持つ教員にとっては、司法の場において、ピアノ伴奏行為を命ずる職務命令自体の違憲性が認められない限り、法的紛争の根本的解決にはつながらない。本件はそのための萌芽となりうるか。この点からも控訴審の行方が注目される。

●—注

- 1) 例えば、森英明「時の判例」ジュリ1344号（2007年）85頁、参照。
- 2) 最三小判2011・6・14民集65巻4号2155頁。
- 3) この点、本判決は、「内心の自由由来する外部的行動と社会一般の規範等が抵触する場面における制約の許容性の判断基準」として、信仰の自由由来する本件伴奏を「別異に解すべき理由はない」とするが、これでは何も理由づけを示したことはなっていない。